

## 新庄村空き家片付け推進事業交付金交付要綱

平成 30 年 6 月 13 日

告示第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の有効活用による移住・定住促進と空き家の流通促進を図るため、空き家の家財処分に要する経費に対し、予算の範囲内において、新庄村空き家片付け推進事業に係る交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)村内に存在する建物をいう。ただし、事業の用に供することを目的とする建物を除く。
- (2) 空き家情報バンク 新庄村空き家情報バンク設置要綱(平成 27 年 12 月 28 日告示第 193 号)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。
- (3) 家財 当該空き家において使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨、その他家財道具
- (4) 代行業者 所有者に代わって家財の処分を行う者で、廃棄物の収集運搬及び処分の許可を有する事業者

(交付対象者)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新庄村内に移住若しくは定住をする者への貸与又は売却を目的として空き家情報バンクに登録された空き家の賃貸借の契約を締結した者(以下「貸主」という。)又は売買の契約を締結した者(以下「売主」という。)
- (2) 前号に該当する貸主または売主が交付金の交付の申請の権利を行使しない場合においては、前号に掲げる契約の相手方(賃貸借契約にあつては借主、売買契約にあつては買主をいう。)
- 2 交付金の交付の申請は、前項の契約の締結の日から 1 年以内に行わなければならない。
- 3 交付金の交付は、同一物件に対して 1 回を限度とする。

(交付対象の除外者)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、3 親等内の親族間での賃貸借又は売買の場合は、交付金の交付対象者から除外する。

(交付対象経費)

第5条 この交付金の対象となる経費は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理手数料(指定袋・指定札購入費)
- (2) 特定家庭用機器等リサイクル手数料
- (3) 自治体が運営又は一部事務組合が運営するごみ処理施設に家財を持ち込み、処分した際の費用
- (4) 家財の運搬に使用する車両の賃料
- (5) 代行業者が家財を処分する場合の委託料
- (6) その他、家財の処分及び搬出に要するものとして、村長が必要と認める経費  
(交付金額)

第6条 交付金の額は、20万円又は交付対象経費の合計額のいずれか低い額とする。ただし、交付金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、新庄村空き家片付け推進事業交付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第2号の規定に該当する者が申請する場合、貸主又は売主の承諾書を添付するものとする。

(交付決定及び交付金の交付)

第8条 村長は、前条による書類の提出があったときは、この要綱に基づき審査し、交付金の交付の可否を決定し、申請者に対して新庄村空き家片付け推進事業交付金交付・不交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により速やかに通知するものとする。

2 前項に定める交付の可否の決定について、相当と認める場合は交付金を交付する。

3 交付金の交付は、交付決定を通知した日から60日以内に行う。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、決定通知書による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、決定通知書を受領した日から20日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付金の返還)

第10条 村長は、偽りその他不正な手段により、交付金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に返還命令額を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。